

# 林業・木材産業改善資金のご案内

みなさんの取組み（改善措置）を支援する**無利子**の貸付金です。

## 貸付けを受けることができる方



### ● 林業に携わっている方

森林所有者、林業労働従事者、森林組合、素材生産業者、林業経営を行う市町村など

- ・ 会社の場合、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は従業者の数が300人以下のものに限られます。

### ● 木材製造業などを営んでいる方

木材製造業、木材卸売業又は木材市場業を営んでいる方

- ・ 資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社、又は常時使用する従業者の数が100人以下（木材製造業を営む者にあつては、300人以下）の会社若しくは個人に限られます。

### ● 認定中小企業者又はその構成員の方

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」第4条第1項の認定を受けた方

- ・ 当該認定については北海道経済産業局産業部中小企業課（電話番号011-709-2311）にお問い合わせください。

## 貸付限度額（借受者によって異なります）

個人1,500万円      会社3,000万円      団体5,000万円

（ただし、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業に係る事業を実施する場合は1億円まで）

- ・ 上記の範囲内で、実際に事業に要する費用の額を限度として貸付金額が定められます。

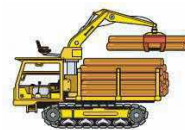
## 償還期間・償還方法

### ● 償還期間は、10年以内（事業内容によって異なります）

- ・ 機械などを導入する場合は、耐用年数の範囲内となります。
  - ・ 事業内容により、償還期間内に据置期間（3年以下）を設けることができます。
- なお、法律の特例により、償還期間及び据置期間が延長される場合があります。

### ● 償還方法は、償還期間内の均等年賦支払い

- ・ 償還期間を1年以内とした資金は、一時払いとなります。
- ・ 据置期間を設けた場合、償還期間から据置期間を差し引いた期間内での均等年賦支払となります。
- ・ 借り受けた人が災害にあつたり、本人あるいは親族の死亡などによって資金の返済が著しく困難と認められる場合には、支払いの猶予が受けられます。



## 主な注意事項

- 借受けにあたっては、連帯保証人又は不動産担保が必要です。
  - ・ 連帯保証人は、2名以上必要です。（500万円以上の借受けの場合は、3名以上）
  - ・ 連帯保証人についても借受者とは別に保証能力等の審査を行います。
  - ・ 500万円以上の借受けの場合、連帯保証人に加え導入機械等に担保権を設定した上で、損害保険をかけていただきます。（保険料は借受者の負担となります）
- 事業の着工は、原則として資金の交付を受けた後になります。
- 償還期間中は本資金で購入、設置した機械施設等を無断で処分したり、目的外に使用することはできません。また、使用状況等について、随時確認調査を行います。
- 機械施設等の購入の際、実際に支払う費用（税込）が貸付けの対象となります。  
なお、値引き等がある場合は値引き後の金額が対象となります。
- 償還金は必ず約定の償還期日までにお支払いください。延滞した場合は、年率12.25%の違約金が発生します。

## 貸付け手続きの流れ

- ① 貸付けを希望される方は、森林組合又は総合振興局・振興局林務課にご相談ください。
- ② 事業計画などを記載した貸付資格認定申請書及び貸付申請書を森林組合等に提出していただきます。
- ③ 受理された書類は、道において審査した後に貸付けが決定されますので、決定通知を受けたら速やかに借用証書を森林組合等に提出してください。なお、連帯保証人の方からは公正証書による意思確認とともに（会社が改善資金を借りる場合で、その経営者などが連帯保証人になる場合は不要）、担当者が面談等により意思確認を行います。
- ④ 借用証書を受領し内容を確認した後、資金が交付されます。  
この後、事業完了報告書の提出や500万円以上借受けの場合担保契約等が必要です。

## 税の軽減措置のご案内

（対象者） 森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合（事業協同小組合、企業組合を除く）、協業組合

（内容） 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けて、共同利用に供する機械及び装置（1台又は1機の取得価格が330万円以上のもの）を取得した場合、固定資産税が取得後3年間に限り、2分の1に軽減されます。

詳しくは、各市町村税務担当部署にお問い合わせください。

# 資金を利用できる取組み（改善措置）の内容

## ■ 林産物の新たな生産方式の導入

生産性の向上、品質の向上などに役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合で木材乾燥施設や木質バイオマス利用施設も含まれます。

例示

プロセッサなど高性能林業機械の導入



ハーベスタ、プロセッサ、フォワーダなど生産性の向上に役立つ高性能林業機械の導入に貸付けが受けられます。

木質バイオマス利用施設の導入



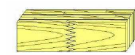
木質ペレットボイラーやこれを活用した木材乾燥施設、発電施設などの導入に必要な資金の貸付けが受けられます。

## ■ 新たな木材産業部門の経営の開始

新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合。

例示

集成材製造施設等の導入



集成材製造、合板製造、プレカット加工施設等木材の付加価値を高めるための高次加工施設の導入に貸付けが受けられます。

## ■ 新たな林業部門の経営の開始

新たに素材生産事業やきこ栽培などを開始するために必要な機械や施設を導入する場合。新たに長伐期施業や複層林施業を実施する場合や森林認証を取得して行う林業経営も対象になります。

例示

しいたけ栽培の開始



「都会からUターンして、親の跡を継いで林業を営んでいるが収入の安定を図るためしいたけ栽培を始めたい。」このような場合貸付けが受けられます。

複層林施業の実施



「人工林の上木を部分的に伐採し、そこに苗木を植栽する複層林施業を実施して、公益的機能を高めながら多様な木材を生産したい」このような場合貸付けが受けられます。

## ■ 林産物の新たな販売方式の導入

売上高の向上などに役立つ販売用機械や施設を導入する場合で、ITを活用した販売方式も含まれます。また、機械や設備だけでなく、量的なまとまりがあったり、団地性を確保した森林施業など先駆的な販売方式も含まれます。

例示

立木の買い取り



森林所有者、森林組合、素材生産業者の方などが、立木を買い取って、一定量（ロット）を取りまとめ、製材業者などの需要に応じて安定的に丸太を供給できるようなシステムの場合、立木の取得に必要な資金の貸付けが受けられます。

グレーディングマシンの導入



製材した柱などの製品の強度や含水率を測定することができるグレーディングマシンの導入に貸付けが受けられます。

## ■ 林業労働に係る安全衛生施設の導入

防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設などを導入する場合。

例示

防振チェーンソーの導入



疲労のもととなる振動加速値や騒音レベルが低い安全衛生上の性能がより高いチェーンソーの導入に貸付けが受けられます。

## ■ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレなどを備えた施設などを導入する場合

例示

シャワー施設の導入



林業作業後の汗を流せるシャワー室導入に貸付けが受けられます。毎日の作業が快適になります。

各地域での借受相談やお問い合わせ先：総合振興局・振興局林務課

地域	担当	電話番号	地域	担当	電話番号
空知	主査（林産）	0126-20-0070	上川	林産係	0166-46-5953
石狩	主査（林務）	011-204-5836	留萌	主査（林務）	0164-42-8117
後志	主査（林産）	0136-23-1381	宗谷	主査（林務）	0162-33-2934
胆振	主査（林産）	0143-24-9801	オホーツク	林産係	0152-41-0648
日高	主査（林産）	0146-22-9313	十勝	林産係	0155-26-9054
渡島	主査（林務）	0138-47-9471	釧路	主査（林産）	0154-43-9201
檜山	主査（林務）	0139-52-6541	根室	主査（林務）	0153-23-6845

この「林業・木材産業改善資金のご案内」（パンフレット）についてのお問い合わせ先  
 北海道水産林務部林務局林業木材課林業金融係 直通電話011-206-6578